利用料金のご案内

第三みづま敬和苑　〈1ヵ月（30日）あたり〉

（1割負担者）　R8.8月改正

要 介 護 度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位　（日 額）	682	753	828	901	971
個別機能訓練加算　（日 額）	12	12	12	12	12
日常生活継続支援加算（日 額）	46	46	46	46	46
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	22	22	22	22
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	18	18	18	18
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	6	6	6	6
夜間職員配置加算Ⅱ　（日 額）	46	46	46	46	46
夜間職員配置加算Ⅳ　（日 額）	61	61	61	61	61
看護体制加算（Ⅰ）　（日 額）	12	12	12	12	12
看護体制加算（Ⅱ）　（日 額）	23	23	23	23	23
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	10	10	10	10
介護保険1割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算（17.6%）》	29,506	32,011	34,657	37,232	39,702
居 住 費　（2,066/日）	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食 事 費　（1,545/日）	46,350	46,350	46,350	46,350	46,350
月 額 合 計	137,836	140,341	142,987	145,562	148,032

※その他

①該当される利用者には「初期加算費」として「日額30円」、30日間（ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数）別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として20円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食6円」、「月額（30日）540円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれか一つを算定させていただきます。
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤夜間職員配置加算は（Ⅱ）か（Ⅳ）どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は（Ⅳ）を算定した場合の合計を表示しています。

利用者負担の軽減（負担軽減措置） （市町村民税世帯非課税や預金額の条件あり）	
第1段階	生活保護受給者等
第2段階	年間所得が80万円以下
第3段階①	年間所得が80～120万円以下
第3段階②	年間所得が120万円以上

	居住費	食事費
第2段階	880円 （月額26400円）	390円 （月額11700円）
第3段階①	1370円 （月額41100円）	680円 （月額20400円）
第3段階②	1470円 （月額44100円）	1420円 （月額42600円）

負担軽減を受けた場合の月額合計（特別養護老人ホーム）

要 介 護 度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第2段階	67,606	70,111	72,757	75,332	77,802
第3段階①	91,006	93,511	96,157	98,732	101,202
第3段階②	116,206	118,711	121,357	123,932	126,402

（2割負担者）

要 介 護 度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 （日 額）	1,364	1,506	1,656	1,802	1,942
個別機能訓練加算 （日 額）	24	24	24	24	24
日常生活継続支援加算 （日 額）	92	92	92	92	92
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	44	44	44	44	44
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	36	36	36	36	36
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	12	12	12	12	12
夜間職員配置加算Ⅱ （日 額）	92	92	92	92	92
夜間職員配置加算Ⅳ （日 額）	122	122	122	122	122
看護体制加算（Ⅰ） （日 額）	24	24	24	24	24
看護体制加算（Ⅱ） （日 額）	46	46	46	46	46
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	10	10	10	10
介護保険1割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算（17.6%）》	59,000	64,010	69,302	74,453	79,392
居 住 費 （2,066/日）	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食 事 費 （1,545/日）	46,350	46,350	46,350	46,350	46,350
月 額 合 計	167,330	172,340	177,632	182,783	187,722

※その他、

①該当される利用者には「初期加算費」として「日額60円」、30日間（ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数）別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として40円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食12円」、「月額（30日）1080円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれか一つを算定させていただきます。
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤夜間職員配置加算は（Ⅱ）か（Ⅳ）どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は（Ⅳ）を算定した場合の合計を表示しています。

（3割負担者）

要 介 護 度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護保険基本単位 （日 額）	2,046	2,259	2,484	2,703	2,913
個別機能訓練加算 （日 額）	36	36	36	36	36
日常生活継続支援加算 （日 額）	138	138	138	138	138
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	66	66	66	66	66
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	54	54	54	54	54
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18	18	18	18	18
夜間職員配置加算Ⅱ （日 額）	138	138	138	138	138
夜間職員配置加算Ⅳ （日 額）	183	183	183	183	183
看護体制加算（Ⅰ） （日 額）	36	36	36	36	36
看護体制加算（Ⅱ） （日 額）	69	69	69	69	69
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	10	10	10	10
介護保険1割負担 合計 30日分 《介護職員処遇改善加算（17.6%）》	88,494	96,009	103,947	111,673	119,082
居 住 費 （2,066/日）	61,980	61,980	61,980	61,980	61,980
食 事 費 （1,545/日）	46,350	46,350	46,350	46,350	46,350
月 額 合 計	196,824	204,339	212,277	220,003	227,412

※その他、

①該当される利用者には「初期加算費」として「日額90円」、30日間（ショート利用から継続して入所された場合、ショート利用日数分を引いた日数）別途必要となります。

②入所時に1回限り安全対策体制加算として60円が必要になります。

③該当される利用者には「療養食加算費」として「1食18円」、「月額（30日）1620円」が別途必要になります

④日常生活継続支援加算かサービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれか一つを算定させていただきます。
月額合計は日常生活継続支援加算を算定した場合の合計を表示しています。

⑤夜間職員配置加算は（Ⅱ）か（Ⅳ）どちらか一つを算定させていただきます。月額合計は（Ⅳ）を算定した場合の合計を表示しています。